

東京都犯罪被害者等見舞金給付要綱

(制定) 令和2年10月6日付2総人權人第280号

(通則)

第1条 東京都犯罪被害者等見舞金(以下「見舞金」という。)給付については、別に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(見舞金給付の目的)

第2条 見舞金給付は、東京都犯罪被害者等支援条例(令和2年東京都条例第17号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、犯罪行為による被害のため不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負った者に対して見舞金を給付することにより、犯罪被害者及び遺族に対して、経済的な負担を軽減し、もってその日常生活や社会生活等の早期回復を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 条例第2条第1号に定める犯罪等のうち、刑法(明治40年法律第45号)その他日本国における刑罰法令に規定する行為(刑法第37条第1項本文、同法第39条第1項又は同法第41条の規定により罰せられない行為(同法第35条又は同法第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)を含む。)をいう。
 - (2) 犯罪被害 犯罪行為による生命又は身体に対する被害をいう。
 - (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
 - (4) 遺族 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者等を含む。以下同じ。)
 - イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(以下「生計維持遺族」という。)
 - ウ 上記イに該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (5) 重傷病 犯罪行為による傷害により、医療機関での治療の期間が1か月以上かつ通算3日以上の上の入院を要する身体の負傷をいう。
- 2 犯罪被害者の死亡の当時、胎児であった子がその後出生した場合における前項第4号イ及びウの規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは本号イの子と、その他のときにあつては本号ウの子とみなす。
- 3 本条に掲げるもののほか、この要綱で使用される用語の意義は、条例で使用される用語の例による。

(見舞金給付の要件)

第4条 見舞金は、次に掲げる全ての要件を満たすときに給付するものとする。

- (1) 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた犯罪行為であること。

- (2) 犯罪被害を受けた際、警察に被害が申告されており、かつ、当該申告の事実が警察等の関係機関への照会等により知事が確認できること。
- (3) 犯罪被害を受けた日から東京都への申出が1年を経過していないこと。この場合において、第5条に規定する重傷病見舞金の給付を受けた者が、遺族見舞金の給付を受ける場合にあつては、犯罪被害者が死亡した日から1年を経過したときは、給付を受けることができない。ただし、やむを得ない理由があると知事が認めた場合は、その限りではない。

(見舞金給付の種類、給付額及び給付対象者)

第5条 見舞金の種類、給付額及び給付対象者は、次に掲げるところによる。この場合において、同一の世帯に給付対象者が複数いる場合又は給付対象者が複数の給付を受けることとなる場合には、上限を30万円として給付する。

(1) 遺族見舞金

ア 給付額

30万円

イ 給付対象者

遺族（第2号イに掲げる者で給付後に死亡したものの遺族を含む。）であつて、犯罪被害を受けた時に、都内に住所を有する第6条第1項及び第2項の規定により第1順位となる遺族（以下「第1順位遺族」という。）

(2) 重傷病見舞金

ア 給付額

10万円

イ 給付対象者

犯罪被害者であつて、犯罪被害を受けた時に、都内に住所を有する第3条第1項第5号に定める重傷病を負った者

- 2 前項各号に定める見舞金について、給付対象者が、やむを得ない事情により住民登録をせずに都内に居住している場合は、都内に居住していることが客観的に確認できる書類の提出により都内に住所を有する者とみなすことができる。

(遺族の順位)

第6条 遺族見舞金給付対象の遺族の順位は、第3条第1項第4号アからウまでの順序とし、同号イ及びウに掲げる者にあつては、それぞれ当該規定に掲げる順序とする。ただし、第1順位の遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。

- 2 前項の場合において、父母については養父母を先順位とし、実父母を後順位とする。ただし、実父及び養母又は養父及び実母が婚姻関係（事実上の婚姻関係を含む。）にある場合は、当該婚姻関係にある父母を同順位とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の給付を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の給付を受けることができない遺族としない。

(見舞金を給付しないことができる場合)

第7条 知事は、次に掲げる場合は、見舞金を給付しないことができる。

- (1) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、当該犯罪被害につき、他の地方公共団体から当該見舞金と同種の給付を受けている場合
- (2) 当該犯罪被害を受けた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があった場合。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りではない。
- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発した場合その他当該犯罪被害につき犯罪被害者又は第1順位遺族にもその責めに帰すべき行為があった場合
- (4) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第2号に規定する暴力団並びに同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)である場合
- (5) その他、見舞金を給付することが社会通念上適切でないと思われる場合

(見舞金給付の申請)

第8条 遺族見舞金の給付を受けようとする者は、犯罪被害を受けたことをあらかじめ東京都に申し出た上で、東京都犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)給付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、申請者が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請者の代理人が代理申請することができる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、その他当該犯罪被害による死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- (2) 犯罪被害者が犯罪被害を受けた時に、申請者が都内に住所を有していた者であることを証明する書類(住民票、戸籍の附票等)
- (3) 申請者の氏名及び生年月日並びに犯罪被害者との続柄に関する区市町村長の発行する戸籍の謄本その他の証明書
- (4) 申請者が、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者等であるときは、当該事実関係を認めることができる書類(住民票等)
- (5) 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類(先順位遺族の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本)
- (6) 申請者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害を受けた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (7) 遺族見舞金の給付を受けられることができる遺族が2人以上あるときは、東京都犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)受給代表者決定申出書(別記第2号様式)
- (8) その他、知事が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の給付を受けようとする者は、東京都犯罪被害者等見舞金(重傷病見舞金)給付申請書(別記第3号様式)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、申請者が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請者の代理人が代理申請することができる。

- (1) 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書、病院が発行する領収書等
- (2) 犯罪被害を受けた時において、都内に住所を有していた者であることを証明する書類（住民票、戸籍の附票等）
- (3) その他、知事が必要と認める書類

（見舞金の給付決定）

第9条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容を審査するとともに、必要に応じて関係機関への照会等を行い、見舞金を給付する旨の決定を行うものとする。

- 2 知事は、前項の決定を行ったときは、速やかに東京都犯罪被害者等見舞金給付に関する決定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の給付の決定に関して、必要な条件を付することができる。

（見舞金の請求）

第10条 前条の規定により見舞金の給付決定通知を受けた者は、東京都犯罪被害者等見舞金給付請求書（別記第5号様式）により、知事に当該見舞金の給付を請求するものとする。

（見舞金給付申請の撤回）

第11条 第9条第1項の規定により見舞金の給付の決定を受けた者は、当該決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を撤回するときは、第9条第2項の規定による東京都犯罪被害者等見舞金給付に関する決定通知書の受領の日から14日以内に、その旨を記した書面を知事に提出しなければならない。

（届出）

第12条 申請者は、第7条各号のいずれかの場合に該当するに至ったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（見舞金給付の決定の取消）

第13条 知事は、次のいずれかに該当した場合は、第9条第1項の規定による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請者が第7条各号のいずれかに該当していると判明したとき。
 - (2) 申請者から第11条の規定による申請の撤回の申出があったとき。
 - (3) 申請者から前条の届出を受けたとき。
 - (4) 申請者が前条の届出を怠ったとき。
 - (5) 申請者が偽りその他不正の手段により見舞金の給付を受けたとき。
- 2 前項の規定により取消しを行った場合は、知事は、東京都犯罪被害者等見舞金給付取消通知書（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（見舞金の返還）

第14条 知事は、前条第1項の規定により見舞金給付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に見舞金が給付されているときは、申請者に対し期限を

定めて、その返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第 15 条 見舞金を給付された者は、第 13 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する事由により見舞金給付の決定の全部又は一部の取消しを受け、前条の規定により、返還を命じられたときは、その命令に係る見舞金の給付の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命じられた額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 見舞金を給付された者は、前項の場合において、期限日までに納付しなかったときは、期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(意見聴取等)

第 16 条 知事は、特に必要があると認めるときは、第 7 条第 4 号に該当する事由の有無について、警視總監の意見を聴くことができる。

2 警視總監は、第 7 条第 4 号に該当する事由の有無について、知事に対し、意見を述べることができる。

(個人情報保護)

第 17 条 個人情報の取扱いについては、別記個人情報取扱特記事項によるものとする。

(報告等)

第 18 条 知事は、必要に応じて、見舞金の給付を受けた犯罪被害者若しくは遺族に報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の給付に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 6 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日以後に発生した犯罪被害について適用する。